

相模原市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成31年3月26日に実施した行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年8月6日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 愼 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 監査対象事務

市有財産(建物及び物品)の管理及び活用について

2 監査の日程

平成30年10月4日から平成31年3月26日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和元年7月29日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(1)財産台帳の適切な整備と適正な市有財産管理事務について</p> <p>地方自治法施行令第166条は、地方公共団体の長は決算を議会の認定に付するに当たって「財産に関する調書」を提出する旨を定めている。また、財産規則第3条において市長は市有財産の状況を明らかにするため「財産台帳」を備え、整理するものと規定している。</p> <p>管財課が財産台帳の登録内容を管理するための「財産管理システム」と、財産に関する調書の基となる管財課の「財産調」のデータについて抽出により調査したところ、建物の面積や物品の数量、種目などが一致しない事例が見られたほか、滅失した建物や処分済みの物品が登録されたままになっていた事例も見られた。</p> <p>また、財産規則に基づき財産台帳に附属させておくべき図面が確認できなかった事例が見られた。</p> <p>多種多様な市有財産を適正に維持管理し、有効活用を図っていくためには財産の内容や数量といった情報の正確な把握が前提となることから、財産台帳や財産に関する調書など関連</p>	<p>平成30年10月4日から平成31年3月26日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり一部について改善措置を講じました。</p> <p>財産台帳の登録内容を管理するための市有財産管理システムと、財産に関する調書の基となる市有財産調の内容の不一致については、管財課で従前から別々にデータ管理を行っていたものの、双方のデータの照合を十分に行っていなかったことによるものと考えています。また、財産台帳に滅失した建物等が登録されたままになっていたことは、財産所管課からの市有財産取得(異動)通知が管財課に適切に提出されていなかったこと等が原因です。</p> <p>市有財産管理システムと市有財産調の内容の不一致を解消するため、また、登録内容を適正なものとするために、平成31年4月24日付けで「財産台帳登録内容調査の実施について(依頼)」の事務連絡を関係各課・機関の長宛に発出し、市有財産管理システムから抽出した土地、建物及び物品の全データを基に財</p>

書類に不一致が生じないよう財産管理システム及び財産調のデータの正確性や整合性に留意しつつ、市有財産管理事務を適正に執行されたい。

あわせて、市有財産管理事務を総括する立場から、市有財産の取得等に係る事務処理について再検証し、適時適切に見直しを行って十分な周知を図るなど、所管課による市有財産管理事務の円滑かつ適正な執行に資するよう努められたい。

【管財課】

産台帳の内容確認を行いました。

内容確認の結果、平成29年度以前に異動等があったにもかかわらず財産台帳に反映されていなかった登録誤りが判明したことから、平成29年度末時点の財産台帳について土地で約31,400㎡の減少、建物(木造)で約3,200㎡の減少、建物(非木造)で約4,400㎡の減少及び物品で394件の減少とする修正を行うとともに、平成30年度中の異動等として土地で約11,700㎡の増加、建物(木造)で約260㎡の減少、建物(非木造)で約850㎡の増加及び物品で45件の減少を財産台帳に反映させました。

財産台帳の登録内容が整ったことから、財産台帳と市有財産調の別々のデータ管理を取り止め、市有財産管理システムから抽出したデータをもって平成31年3月31日現在の市有財産調を作成しました。

これにより、市有財産調を基に作成する平成30年度財産に関する調書については、適正な数値が反映されています。

また、適正な財産管理事務の執行を図るため、市有財産取得・異動通知記載要領を新たに作成するとともに、財産管理セミナーを開催し、記載要領のほか財産管理事務の流れなどについて説明を行いました。さらに、財産の取得・処分の際の事務手続を明確にするため、事務フローやチェックリストなどを掲載した「財産管理事務処理マニュアル＝財産の取得・処分＝編」を令和元年7月22日に策定しました。

市有財産取得・異動通知記載要領や財

産管理セミナーの資料、財産管理事務処理マニュアルは、職員ポータルの管財課ドキュメントに格納し、周知を図っています。

財産管理を適正に行うためには、財産の現状を的確に把握しておくことが重要であり、また、地方自治法等に基づく財産管理や財産に関する調書の作成等について、その重要性を再認識し、より一層の適正な財産管理事務の執行に努めてまいります。

【管財課】